

水道の冬じたくはお済みですか？

問 水道課給水業務係 ☎(95)9914

■ 夜の冷え込みに注意してください

気温がマイナス4℃以下になると、防寒の不完全な水道管は凍ったり、破裂したりします。次のところは水道管に保温材を巻くなどして防寒をしてください。

- ・むき出しになっている水道管
- ・北向きにある水道管
- ・風当たりの強いところにある水道管

蛇口を少し開けて、水をチョロチョロと出しておくと凍結しにくくなります。水道が凍って出ないときはタオルをかぶせ、そのうえからゆっくりとぬるま湯をかけて溶かしてください。熱湯をかけると水道管が破裂やひび割れをすることがあるので、注意してください。

■ 水道管が破裂したときは

メーターボックス内のレバーをメーターと反対側へ倒すか、止水栓を右に回して水を止めてください。破裂した部分に布かテープを巻きつけて応急措置をし、市指定給水装置工事業者に修理を申し込んでください。

休日は水道組合の当直へ

休日の水道関係の相談は、市役所南隣りの市上下水道工事店協同組合 (☎(42)5578) へ連絡してください。

当直日 土・日曜日、祝日 9時～17時

○ 幼児教育・保育の無償化についてのご案内 ○

問 こども課幼保係 ☎(95)9887

福祉課社会福祉係 ☎(95)9884 (障害児通所 (入所) 支援のみ)

幼稚園・保育所などを利用する次の子どもの利用料が無償化されます。無償化の対象となるには、施設を利用する前に市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

① 幼稚園、認可保育所、認定こども園など

- ・3～5歳児クラスの子どもの利用料が無償化
- ・0～2歳児クラスの子どもは、市民税非課税世帯を対象として利用料が無償化
- ・私立幼稚園などについては、満3歳から月額25,700円まで無償化

無償化に伴い、原則給食（主食および副食）の費用は実費負担となります。

年収360万円未満相当世帯と第3子については、費用が免除されます。第3子の範囲および免除費用の範囲は利用施設により異なります。

原則申請不要ですが、私立幼稚園などの利用者は申請が必要です。認定保育時間を超えた延長保育料は無償化の対象外です。

② 幼稚園の預かり保育

- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた3～5歳児クラスの子どもの利用料が、利用日数に応じて1日あたり450円、月額11,300円を上限に無償化
- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた満3歳（3歳になった日から次の3月末日まで）の市民税非課税世帯は、利用日数に応じて1日あたり450円、月額16,300円を上限に無償化

③ 認可外保育施設など

- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた3～5歳児クラスの子どもの利用料が、月額37,000円まで無償化
- ・市から「保育の必要性の認定」を受けた0～2歳児クラスの子どもの利用料が、市民税非課税世帯を対象として月額42,000円まで無償化

対象施設などは、認可外保育施設（一定の基準を満たす施設）、一時預かり事業（プチ保育事業）、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業です。幼稚園（平日8時間または年間200日以上）の預かり保育を提供している場合、認可保育所、認定こども園、企業主導型保育事業を利用している場合は対象外です。

④ 障害児通所（入所）支援

- ・満3歳になった後の4月1日～小学校就学前の子どもの利用料が無償化

幼稚園、認可保育所、認定こども園などと併せて利用する場合も無償化の対象です。対象支援などは児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所および医療型障害児入所です。

⑤ そのほか

- ・「保育の必要性の認定」とは、父母が就労や就学、出産などの条件に該当している場合です。詳しくは市ホームページにて確認してください。
- ・企業主導型保育事業については、3～5歳児クラスおよび0～2歳児クラスの市民税非課税世帯の子どもは、標準的な利用料が無償化です。

